

# 令和8年度 徳島市浄化槽設置整備事業補助金申請のしおり

(この事業は国及び徳島県から補助金を受けています。)

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 補助事業の概要     | P 1～5 |
| ・ 転換                                 |       |
| ・ 特定既存単独処理浄化槽からの転換                   |       |
| ・ 改築時転換                              |       |
| <input type="checkbox"/> 「特定地域」の対象地域 | P 6   |
| <input type="checkbox"/> 補助金の申請      | P 7～9 |

徳島市
環境部 環境保全課
電話 088-621-5213
FAX 088-621-5210

# 補助事業の概要

## 1 補助事業の目的

徳島市では、生活排水による河川の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を行う方を対象に、工事にかかる費用の一部を補助します。補助には、工事を行う地域や内容により「転換」「特定既存単独処理浄化槽からの転換」「改築時転換」がありますので、お間違えのないようご注意ください。

## 2 申請受付期間

令和8年4月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで(先着順)

※ 受付期間内であっても、予算上限に達した場合は受付を終了します。

※ 補助対象となる工事の着工予定日の10日以上前に交付申請書を市へ提出してください。

## 3 実績報告書提出期限

事業完了日から30日を経過した日又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

## 4 補助の種類

### (1) 転換

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、次の①～③の工事費用の一部を補助します。住宅の建替や増築など、建築確認申請を伴う工事の場合は対象外となります。このほか、少人数高齢世帯が設置する特定既存単独処理浄化槽からの転換の場合、補助限度額が別途定められています。(詳細は3ページ(2)特定既存単独処理浄化槽からの転換)

### ア 補助限度額

補助対象経費	区分	補助限度額	備考
①設置費	5人槽	33.2万円	特定地域の場合、 最大20万円を加算
	7人槽	41.4万円	
	10人槽	54.8万円	
②撤去費	単独槽	15万円	
	くみ取り槽	12万円	
③宅内配管工事費		33万円	

※②撤去費補助を受ける場合は、敷地内の既存単独処理浄化槽等を全て撤去する必要があります。

①設置費	浄化槽本体費及び送風機費、据付工事費、電気工事費、試運転調整費など
②撤去費	単独処理浄化槽又はくみ取り槽をすべて掘り起こして適法に処分する費用
③宅内配管工事費	便所、風呂、洗面所、台所等から浄化槽への流入管、ます及び浄化槽から水路等への放流管の工事費

イ 補助基準額

設置費、撤去費及び宅内配管工事費のそれぞれにかかった金額と補助限度額のいずれか低い方の金額を補助基準額として交付します(千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)。

ウ 対象地域

公共下水道認可区域(内町・昭和・渭東の各地区の全域、新町・西富田・東富田・佐古・渭北・沖洲・加茂名・八万の各地区の一部地域及び丈六・しらさぎ台・竜王の各処理区)を除く徳島市全域が対象です。

エ 対象者

対象地域内において、居住の用に供する建物に浄化槽を設置しようとする個人(法人は対象外です)

オ 対象となる建物

対象地域内の専用住宅又は店舗併用住宅(居住部分が延べ床面積の100分の45以上であること)を対象とします。住宅の建替や増築など、建築確認申請を伴う工事の場合は対象外となります。

カ 特定地域の加算

特定地域…令和4年度の徳島市污水適正処理構想の見直しに伴い、公共下水道整備計画区域から外れた加茂、加茂名、八万、渭北、佐古及び東富田の各地区の一部地域を指します。(6ページに詳細)

**※特定地域内で転換を行う場合、工事費などの一定の条件を満たせば、最大20万円を加算して補助します。**

キ 加算額の計算方法

設置費、撤去費及び宅内配管工事費に係る補助対象経費の総額に10分の9を乗じて得た額から、イで算出した補助基準額を差し引いた額を加算補助額とします。

補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

(例1) 単独処理浄化槽から5人槽合併処理浄化槽転換工事の総額が150万円だった場合

設置費	撤去費	宅内配管工事費	総額
90万円	20万円	40万円	150万円

※費用は全て税込み

加算前補助基準額 33.2万円(設置費) + 15万円(撤去費)  
+ 33万円(宅内配管工事費) = 81.2万円  
150万円(工事総額・千円未満は切り捨て) × 9/10 = 135万円  
135万円 - 81.2万円 = 53.8万円 ≧ 20万円

**加算補助額 20万円**

**総補助額 81.2万円 + 20万円 = 101.2万円**

(例2) 単独処理浄化槽から5人槽合併処理浄化槽転換工事の総額が100万円だった場合

設置費	撤去費	宅内配管工事費	総額	※費用は全て税込み
60万円	11万円	29万円	100万円	

加算前補助基準額 33.2万円(設置費) + 11万円(撤去費)  
 + 29万円(宅内配管工事費) = 73.2万円

100万円(工事総額・千円未満は切り捨て) × 9/10 = 90万円

90万円 - 73.2万円 = 16.8万円 ≤ 20万円

加算補助額 16.8万円

総補助額 73.2万円 + 16.8万円 = 90万円

※撤去費補助を受けない場合、「工事総額」「加算前補助基準額」の撤去費は0円で計算して下さい。

## (2) 特定既存単独処理浄化槽からの転換(少人数高齢世帯に限る)

特定既存単独処理浄化槽とは、法附則第11条第1項に規定する単独処理浄化槽であり、そのまま放置すれば生活環境保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものをいいます。

○特定既存単独処理浄化槽の例

- ・浄化槽に破損や劣化箇所がある。漏水している。
- ・浄化槽が傾いていたり、浮上又は沈下している。
- ・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音が発生している。

### ア 補助限度額

補助対象経費	区分	補助限度額	備考
①設置費	5人槽	55.8万円	特定地域の場合、 最大20万円を加算
	7人槽	69.5万円	
	10人槽	91.6万円	
②撤去費	単独槽	15万円	
③宅内配管工事費		33万円	
①設置費	浄化槽本体費及び送風機費、据付工事費、電気工事費、試運転調整費など		
②撤去費	単独処理浄化槽又はくみ取り槽をすべて掘り起こして適法に処分する費用		
③宅内配管工事費	便所、風呂、洗面所、台所等から浄化槽への流入管、ます及び浄化槽から水路等への放流管の工事費		

※②撤去費補助を受ける場合は、敷地内の既存単独処理浄化槽等を全て撤去する必要があります

- イ 補助基準額
  - ウ 対象地域
  - エ 対象者
  - オ 対象となる建物
  - カ 特定地域の加算
  - キ 加算額の計算方法
  - ク 少人数高齢世帯の要件
- 「(1)転換」と同様です。

特定既存単独処理浄化槽からの転換において、「ア 補助限度額」で示す表の補助金の交付を受けるためには、次の①、②を満たしている必要があります。

- ① 特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2名以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が月収15万8千円\*以下であること。

\*この月収とは、年間総所得（居住者の1年分の所得の合計）から一般控除及び特別控除の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。居住者が2人の場合、2人とも月収15万8千円以下である必要があります。

（年金の場合の計算例）

月収 = {(年金等総収入金額 - 公的年金等控除額) - (一般控除 + 特別控除)} ÷ 12  
 一般控除、特別控除につきましては直接、お問い合わせください。

- ② 当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに法第11条に基づく法定検査を前年度より実施しており、かつ、法に基づく徳島県からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

### (3) 改築時転換（特定地域）

特定地域の住民を対象に、家の建替や増築などの建築確認申請を伴う工事で、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合に、工事費用の一部を補助します。

#### ア 補助限度額

補助対象経費	区分	補助限度額
①設置費	5人槽	33.2万円
	7人槽	41.4万円
	10人槽	54.8万円
②撤去費	単独槽	補助対象外
	くみ取り槽	
③宅内配管工事費		補助対象外

#### イ 補助基準額

設置にかかった金額と補助限度額のいずれか低い方の金額を補助基準額として交付します(千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)。

ウ 対象地域

「(1) 転換」における「特定地域」と同様の地域を対象とします。

エ 対象者

対象地域内において、居住の用に供する建物に浄化槽を設置しようとする個人（法人は対象外です）

オ 対象とする浄化槽

補助金交付申請日において、3か月以上継続して居住している住所又はその隣接地に設置する浄化槽が対象となります。

〔改築時転換の対象となる設置場所の考え方〕

1	2	3	4	5
道				
6	7	A	8	9
10	11	12	13	14
道				

Aにて改築時転換により浄化槽を設置する場合、A、7、8、11、12又は13のいずれかの土地に3か月以上継続して居住していることが必要となります。

カ 対象となる建物

対象地域内で建替・増築などを行う専用住宅又は店舗併用住宅（居住部分が延べ床面積の100分の45以上であること）を対象とします。建替・増築などに伴い既存住宅の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止する必要があります。

なお、交付申請前に既に単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去している場合でも、設置されていたことが証明できる書類があれば、補助対象となる可能性があります。

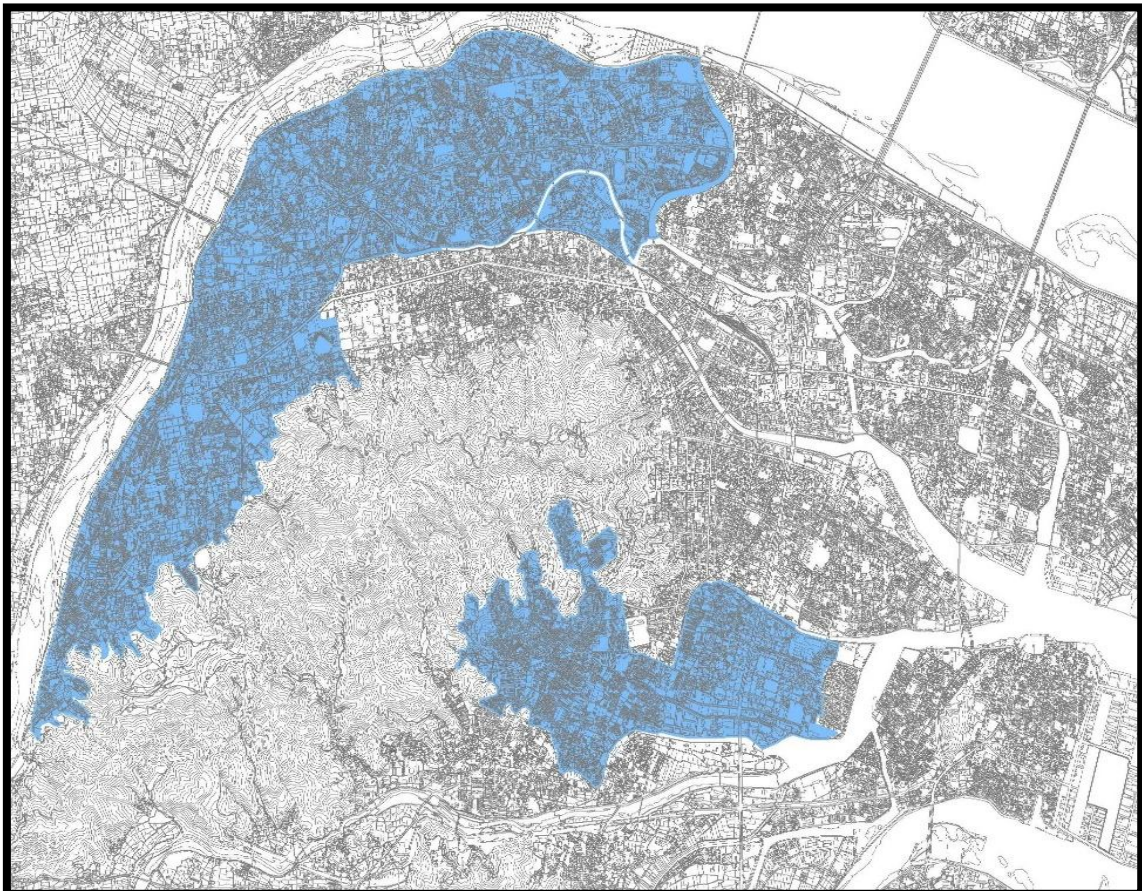
## 「特定地域」の対象地域

地区名	区 域
加茂地区	北矢三町1～3丁目、北矢三町4丁目の一部、南矢三町1～3丁目、春日1～3丁目、北田宮1～4丁目、南田宮1～4丁目、北佐古一番町の一部、北佐古二番町の一部、田宮町
加茂名地区	庄町1丁目の一部・2～5丁目、南庄町1～3丁目の各一部・4・5丁目、鮎喰町1・2丁目、名東町1～3丁目の各一部、加茂名町西名東山の一部、蔵本元町2・3丁目、北島田町1～3丁目、中島田町1～4丁目、南島田町1～4丁目、北矢三町4丁目の一部
八万地区	八万町（内浜・夷山・千鳥・下千鳥の全域、下福万・上福万・福万山・中津山・中津浦の各一部）、城南町1～3丁目の各一部・4丁目、南二軒屋町3丁目、南二軒屋町（石井利・西開・新開・神成・中須）、問屋町、沖浜町、沖浜1～3丁目、沖浜東1～3丁目、山城西1～4丁目、山城町の一部
渭北地区	中吉野町4丁目、上助任町三本松
佐古地区	北佐古一番町の一部、北佐古二番町の一部
東富田地区	富田橋8丁目の一部

※1 区域外でも境目付近では、特定地域に該当する可能性がありますので、詳細は環境保全課にお問い合わせください

※2 いずれの地区も市街化調整区域を除く

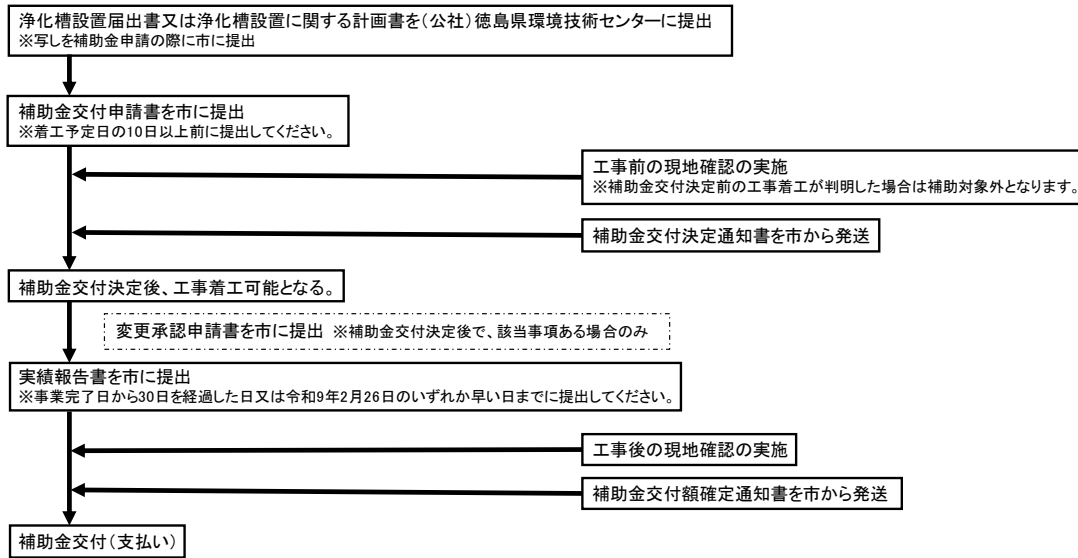
### 「特定地域」地図（青で色付けされた地域）



この地図の出典は、徳島市発行の1/2,500地形図です。

# 補助金の申請

## 1 手続きの流れ



## 2 補足事項 (共通事項)

### (1) 補助金交付申請

#### ア 浄化槽の要件

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であり、次のいずれにも該当するものをいいます。

- ① 法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの
- ② し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD 20 mg/ℓ（日間平均）以下の機能を有するもの
- ③ 処理対象人員が10人以下の「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号）に適合するもの
- ④ 環境配慮型浄化槽（消費電力が次の表に定める数値以下）であること

人槽（人）	消費電力（ワット）		
	BOD 10 mg/ℓ以下の浄化槽及びりん除去型の浄化槽以外の浄化槽	BOD 10 mg/ℓ以下の浄化槽	りん除去型の浄化槽
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

## イ 対象者の例外要件

次のいずれかに該当する場合は、対象者として認められませんのでご注意ください。

- ① 建築確認または浄化槽設置の届け出をしないで浄化槽を設置する者
- ② 住宅を借りている方で貸主の承諾を得られない者
- ③ 市税を滞納している者
- ④ 浄化槽設置後速やかに補助事業を実施した建物に居住しない者
- ⑤ その他、市長が別に定める者

## (2) 申請方法

申請書に必要書類を添付し、環境保全課までご持参ください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。また、補助の種類によって申請書の様式が異なります。

※【転換】【改築時転換】の場合は様式第1号、【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合は様式第2号

## (3) 補助金交付

補助金交付額確定通知書の送付後、約3週間後に指定口座へ振り込みを行います。

## 3 必要書類

### (1) 補助金交付申請書

ア 浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設置に関する計画書の写し

イ 浄化槽設置場所の案内図

ウ 見積書の写し

【転換】【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合、浄化槽設置費・撤去費・宅内配管工事費の内訳詳細がわかるもの

【改築時転換】の場合、浄化槽設置費の内訳詳細がわかるもの

エ 浄化槽の構造図

オ 浄化槽の配置配管図

カ 登録証の写しおよび登録浄化槽管理票（C票）

キ 標準契約書の写し

ク 浄化槽法第7条及び第11条に係る検査料をその検査機関に払い込んだことを証する書類又はその写し

ケ 保証登録証明証

コ 浄化槽設備士免状の写し及び、浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し（昭和62年度以前の設備士免状取得者に限る）

サ 住宅を借りている者は、貸主等の承諾書

シ 現況配置配管図又は現況配置平面図

ス 【転換】【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合、単独処理浄化槽からの転換にあたっては、これの使用開始年月日等に関する情報を確認できる書類

セ 【改築時転換】の場合、申請者の住民票の写し又は戸籍の附票（申請日から3か月以内に発行されたもの）

ソ 【改築時転換】の場合、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置が確認できる書類（浄化槽法第11条検査結果通知書、くみ取り料金請求書、浄化槽設置情報確認書等）の写し

タ 既存単独処理浄化槽等を撤去しない場合は、撤去困難理由や有効活用する旨の

## 誓約書

- チ 【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合、居住者全員の住民票の写し
- ツ 【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合、居住者の収入を証明する書類（最新の所得課税証明書、源泉徴収票等）の写し
- テ 【特定既存単独処理浄化槽からの転換】の場合、単独処理浄化槽が適正に維持管理されていることを証明する書類（前年度分の法第10条に基づく保守点検の記録及び清掃の記録、法第11条検査通知書等）の写し

## (2) 実績報告書

- ア 工事費請求書又は領収書の写し
  - 【転換】【特定既存単独処理浄化槽からの転換】浄化槽設置費・撤去費・宅内配管工事費の内訳詳細がわかるもの
  - 【改築時転換】浄化槽設置費の内訳詳細がわかるもの
- イ 徳島県浄化槽施工マニュアルに規定された工事の状況が分かる写真
  - ※画像が不鮮明など、工事状況や機器の内容が確認できない写真は受付できません。
  - (ア) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - (イ) 基礎工事の状況を示す写真
  - (ウ) 据付工事の状況を示す写真
  - (エ) かさ上げの状況を示す写真
  - (オ) 既存くみ取り槽又は単独処理浄化槽を撤去する場合はその撤去工事に関する状況を示す写真
- ウ 浄化槽設備工事施工チェックリスト
- エ 浄化槽の使用開始を証する書面
- オ 徳島県主催の浄化槽維持管理に関する講習会の受講済証
- カ 宅内配管工事の写真（宅内配管工事費補助を受ける場合）
- キ 補助金交付請求書

## 4 施工基準

浄化槽工事の施工にあたっては、徳島県作成『徳島県浄化槽施工マニュアル』を参照してください。

## 5 その他

- (1) この制度は年度ごとに対象区域や内容等の見直しがありますのでご注意ください。
- (2) **必ず工事前に申請を行い、交付決定（着工許可）を受けてください（浄化槽工事は有資格業者に依頼してください）。浄化槽設置後の補助金交付申請は一切認められません。**
- (3) 浄化槽を適正に維持管理（保守点検・清掃・法定検査）しないときは、補助金の返還になる場合があります。
- (4) 工事終了後、市が行うアンケート調査の協力をお願いする場合があります。

【参考】各補助で利用できる工事について

工事内容 補助の種類	家屋工事の内容	現状の 汚水処理方法	補助の対象		
			設置	撤去	宅内配管
転換	・水回りの小規模な工事のみ (10㎡以内) ・家屋工事なし	単独槽 くみ取り槽	○	○	○
特定既存単独処理 浄化槽からの転換	・水回りの小規模な工事のみ (10㎡以内) ・家屋工事なし	特定既存単独槽	○	○	○
改築時転換	建替、増築、改築 (10㎡超)	単独槽 くみ取り槽	○	—	—
	単独槽等の設置家屋が撤去さ れた後の土地への新築	撤去済	○	—	—
	建替、増築、改築	合併槽	×	—	—